

健生食輸発0611第1号
令和7年6月11日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産やまもものジフェノコナゾール及びベトナム産きだちとうがらしのイソカルボホス)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年6月10日付け健生食輸発0610第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産やまもも及びベトナム産きだちとうがらしについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第3から削除

- ・中国産やまもも及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジフェノコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「XIAMEN KARNEX FOOD CO., LTD. (NO. 1 FACTORY)」又は「FUJIAN CHANGTAI TAIHUA FOODS CO., LTD.」であるものに限る。)
- ・ベトナム産きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイソカルボホス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「TNL AGRICULTURAL AND FISHERY COMPANY LIMITED」であるものに限る。)